

## 審査意見(二次審査)への対応を記載した書類

### 【私部 40 志學館大学】

#### <全体について>

- ① スポーツ健康科学コースの卒業要件等において(学士プログラム上)、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」を含めた保健体育関係の科目について、相当程度履修するよう、履修規程等を見直すこと。  
(「相当性の基準」1. ③関係)

(対応)→	<p>・スポーツ健康科学コースの卒業要件を見直しました。</p> <p>当該コースの卒業に必要な124単位の内訳は、共通教育科目が46単位、専門教育科目が70単位、区分を問わず全学の科目から8単位です。専門教育科目の70単位のうち、33単位が「教科に関する専門的事項に関する科目」です。</p> <p>ご指摘を踏まえ、これとは別に、今回新たに、「教科「保健体育」に関する専門的知識・技能を身につけるための科目」として、14単位を卒業要件上の必修として位置づけました(必修4科目4単位、選択必修科目から10単位)。これにより「教科に関する専門的事項に関する科目」を含めた保健体育関係の科目51単位が要卒単位となります。(学則等 p 1-2)</p>
-------	---

- ② 併せて、心理臨床学科の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度開設すること。(「相当性の基準」1. ②、2. (1) ①関係)

(対応)→	<p>・保健体育の教員免許状の取得は、スポーツ健康科学コースのみに限定されることを履修規程や履修指導上で明示します。(学則等 p 1)</p> <p>・「体育」関連の科目を15科目新設します。これにより、心理臨床学科スポーツ健康科学コースの開設する総単位数175単位のうち、「教科に関する専門的事項に関する科目」33単位とは別に、44単位が教科「保健体育」に関する専門的知識・技能を身につけるための単位数となっています。(学則等 p 3-4)</p>
-------	---

- ③ なお、②の対応にあたっては、認定を受けようとする教科が「保健」ではなく「保健体育」であることをふまえ、特に体育の関連科目を充実させること。

(対応)→	<p>・新設の15科目は、いずれも体育関係の科目で、講義科目が5科目、実技系科目（演習・実技・実習）が10科目です。新設15科目の内訳は、以下、別表に示します。</p> <p>このうち、講義科目5科目のうち3科目は、開設科目に関連する業務を所轄する県立障害者支援施設の担当課長と、同一法人内短期大学の教員2名（准教授・講師）が非常勤でそれぞれの科目を担当します。いずれも内諾済みです。講義科目残り2科目は本学科の常勤教員が担当します。</p> <p>実技系科目10科目のうち3科目は、県内国立大学の総合科学域総合教育学系の教員（准教授）、県内私立大学教員（講師）及び同一法人内の中学校・高等学校教諭（保健体育）複数名が非常勤でそれぞれの科目を担当します。いずれも内諾済みです。その他の実技系科目は、新規に採用予定の同一法人内短期大学教員（教授）を含め、いずれも本学科の常勤教員が担当します。（学則等 p3-4）</p>
-------	---

別表 新設 15 科目の内訳（科目名称、単位数、授業形態）

	科目名称	単位数	授業形態
1	スポーツと医学	2	講義
2	武道教育論	2	講義
3	障がい者スポーツ	2	講義
4	スポーツ栄養学	2	講義
5	スポーツ運動学	2	講義
6	運動実技演習Ⅰ（ダンス）	1	実技・演習
7	運動実技演習Ⅱ（球技）	1	実技・演習
8	生涯スポーツ指導法	2	講義・演習
9	動作分析	2	講義・演習
10	野外レクリエーション実習	2	講義・実習
11	ウエイトトレーニング実践	2	演習・実技
12	スポーツ指導実践Ⅰ	2	演習・実技
13	スポーツ指導実践Ⅱ	2	演習・実技
14	生涯スポーツ実践Ⅰ	2	実技・演習
15	生涯スポーツ実践Ⅱ	2	実技・演習